

福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅建設事業者の技術力の向上により良質な木造住宅のストック形成を図るため、快適な住まいづくり推進助成金（以下「助成金」という。）の対象者に対して、予算の範囲内で県が交付する助成金について必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 助成金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象住宅)

第3条 助成の対象となる住宅は、長寿命化に配慮した住宅として知事が別に定めた基準に適合した木造住宅とする。

(対象者)

第4条 助成の対象となる者は、自ら居住するために、福岡県内において第3条に規定する住宅を新築する者（以下「助成対象者」という。）又は購入（人の居住の用に供したことの無いものに限る。）する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(注文住宅)

第5条 注文住宅について助成を受けようとする者は、工事着工前に福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付対象者認定申請書（様式第1号）を知事に提出し認定を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは予算の範囲内で認定をし、福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付対象者認定通知書（様式第2号）を助成対象者に送付するものとする。
- 3 知事は、前項の認定後、助成対象者が前条第2項各号に掲げる者であることが明らかになった場合は、その認定を取り消すことができる。

(建売住宅)

第6条 建売住宅を建設する者（以下「事業主」という。）は工事着工前に福岡県快適な住まいづくり住宅建設承認申請書（様式第3号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する承認通知書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは予算の範囲内で承認をし、福岡県快適な住まいづくり住宅建設承認通知書（様式第4号）を事業主に送付するものとする。
- 3 前項の規定に基づき承認する建売住宅の総数は、予算の範囲内で募集する予定戸数の4分の1以下とする。
- 4 事業主は、工事竣工後に福岡県快適な住まいづくり竣工確認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項に規定する確認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは確認をし、福岡県快適な住まいづくり竣工確認通知書（様式第6号）を事業主に送付するものとする。
- 6 第2項及び前項の通知書は、通知を受けた年度内に第10条の交付決定を受けない場合はその効力を消滅する。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号による面積とする。）に2,587円を乗じて得た額とする。ただし、助成金の限度額は470千円とする。

2 前項の助成金の額に県産木材（福岡県産木材供給体制推進協議会の県産木材認証事業者又は福岡県産木材供給連絡協議会が発行する証明書があるもの）の使用量に応じて次のとおり助成金の額を加算する。

- | | |
|--|-------|
| (1) 5m ³ 未満 | 27千円 |
| (2) 5m ³ 以上10m ³ 未満 | 82千円 |
| (3) 10m ³ 以上15m ³ 未満 | 137千円 |
| (4) 15m ³ 以上 | 165千円 |

3 第1項の額は、千円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

(資格喪失届)

第8条 第5条第2項の助成対象者が同条第2項の認定後に第4条第1項に定める資格を失ったとき、または事業主が第6条第2項の承認及び同条第5項の確認を受けた住宅について第3条に規定する基準に適合しないことが判明したときは、速やかに福岡県快適な住まいづくり推進助成金資格喪失届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第9条 第5条第2項による通知を受けた者は、工事竣工後、第6条第5項による確認を受けた住宅の購入者は、住宅購入後に福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付申請書（様式第8号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出することができる。

(助成金の交付決定)

第10条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは予算の範囲内で交付の決定をし、助成金の額を決定のうえ、福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付決定通知書（様式第9号）を申請者に送付するものとする。

2 知事は、決定に関して必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 知事は、前条の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請をし、又は助成金の交付に関して不正があったとき。

(助成金の返還)

第12条 知事は、前条により助成金交付決定の取消しをした場合又はその他の事由によりすでに交付された助成金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第13条 知事は、助成金の交付等について必要があるときは、交付予定者に対して報告を求め、当該申請にかかる書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(ホームページへの掲載)

第14条 知事は、制度の普及・拡大を図ることを目的として、第10条の決定をした住宅の設計者及び施工者（以下「設計者等」という。）の情報を福岡県ホームページに掲載することができる。

2 知事は、既に掲載済の情報で第11条の取消しを行った住宅については、直ちに掲載している情報を削除しなければならない。

- 3 知事は、既に掲載済の情報と同一の設計者等による第10条の決定があった場合は、新たに情報を掲載しないものとする。
- 4 設計者等は、掲載済の情報に変更があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成15年度から平成17年度までの助成金に対し適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成18年度から平成20年度までの助成金に対し適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱（平成15年4月1日施行）第5条の規定に基づいて助成対象者の認定を受けているものにあつては、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱第5条の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成19年度から平成20年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成20年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成21年度から平成23年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成22年度から平成23年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成22年度から平成23年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成23年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成24年度から平成26年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成25年度から平成26年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成25年度から平成26年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成27年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成28年度から平成30年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成29年度から平成31年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成30年度の助成金について適用する。